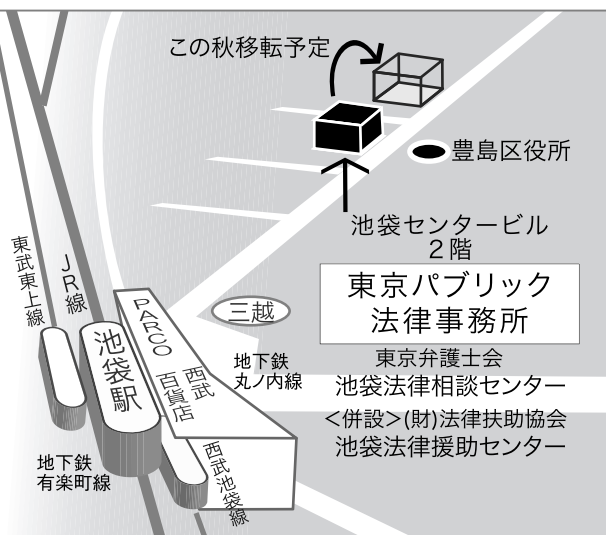


公設事務所訪問記-1

東京パブリック



概要

東京パブリック法律事務所は、地域に根ざした法律事務所を目指して池袋に設置された当会の都市型公設事務所第1号である。池袋駅東口から徒歩5分程度、池袋の繁華街の中にあり、豊島区役所の真正面という好立地である。

事務所の内部は、町のアットホームな診療所の雰囲気近くに、玄関先の七夕飾りや雑誌のある待合室などから、「地域に根ざす」という心意気を感じられた。

現在は、13名の弁護士が事務所に所属し、常勤で市民の法的サービスの提供にあたっているが、ほかに、東京弁護士会池袋法律相談センターと法律扶助協会池袋法律援助センターを合わせて300名以上の協力弁護士があり、年間6000件を越える案件の相談に応じている。

開設当初は、2階のワンフロアを東京パブリック・池袋法律相談センター・池袋法律援助センターの3機関が使用する、文字通り「行列のできる」事務所であったが、2003年に同じビルの5階を借り増し、2004年には法律扶助協会が6階に移転した。それでも、各弁護士がファイルや書籍に埋もれて作業している手狭な感や離れた2つの階を利用する不便さは否めない。

幸い、同じく豊島区役所の真正面にあたる2つ隣のビルに1フロア空きができたため、東京パブリック法律事務所は当会の池袋法律相談センターとともに今秋、移転の予定である。相談スペースはゆとりをもって設けることができ、執務環境も大きく向上するであろう。

地域に根ざした「駆け込み寺」

東京パブリックの地域密着度はかなり高い。

豊島区役所の正面という立地もあり、区役所から教えられて事務所を訪ねる依頼者も多い。生活保護の受給申請のために区役所を訪れる人の中には多重債務者も多く、区の担当者から「まずは債務を整理しましょう」と言われ、東京パブリックに依頼に来るという。

6月14日の公設事務所シンポジウムでも、豊島区役所保健福祉部生活福祉課や豊島区社会福祉協議会の担当職員が会場から発言し、東京パブリックによって、今まで数居の高かった法律事務所が身近な存在になったこと、今後も連携を深めていきたいと考えていることなどが述べられた。

東京パブリックは、医療、福祉等の専門職との協働の活動を進めており、より充実した「駆け込み寺」となるべく努力を続けている。

過疎地への派遣弁護士養成

東京パブリックは「過疎地への弁護士派遣」の分野でも確かな実績をあげている。取材に訪れた7月当分で、すでに東京パブリックで鍛えられた4名の弁護士が島根県益田市、岩手県遠野市、福島県相馬市、新潟県長岡市の各ひまわり基金公設事務所で活躍しており、今秋には、55期の田口博章会員が、新潟県上越市に赴任する予定である。

弁護士任官

東京パブリックでは入所して1年半から2年くらい経つと、過疎地公設事務所へ派遣されるのが一般的である。それまでは、先輩弁護士と組んで、事件処理の方法について学んでいく。

しかし、2年間で学べることには限界があり、派遣されたあと、若手には荷が重いと思われる事件を扱うこともある。そのようなときに役立っているのが「ヘルプメール」と呼ばれるメーリングリストである。過疎地に派遣された弁護士が助けを求めて質問をメールすると、メーリングリストに登録した先輩等から助言のメールがたちどころに届くという。

シンポジウムでも、島根県に派遣された吉田隆宏弁護士より、「(過疎地公設事務所には) あらゆる事件が持ち込まれ、弁護士に対する期待・需要の大きさを実感する。東京パブリック法律事務所のバックアップがあることは本当に心強い」との発言もあった。メーリングリストの性質上、メーリングリスト登録者全員がその質問と助言を読むことができるので、派遣前の弁護士にとってもおおいに参考になるという。

いざ、過疎地公設事務所の設立、派遣が決定すると、派遣される弁護士は、事務所の場所選び、賃貸借契約締結、内装・レイアウト決定、事務員の採用、什器備品の購入なども自分で行なわなければならない。当然、その後の事務所運営も自分が経営責任者として行なわなければならない。派遣前までに経営感覚も学ぶことになる。

7月の取材当時に派遣予定だった田口会員は、「事務所開設の準備は大変だし不安もあるが、自分で事務所を作っていくという楽しみもあります」と語っていた。

東京パブリックのもう1つの目的は、弁護士任官の支援である。事務所内には、任官予定の中堅・ベテラン弁護士のための執務室が用意されており、弁護士任官の大きな壁である、中堅弁護士の手持ち事件の引継に協力する体勢を作っている。また、事務所の常勤弁護士である太田晃弘会員は、「裁判官の仕事の幅広さが魅力」と、過疎地派遣の後には、将来的に任官も視野にいれているという。

弁護士として現場感覚を身に付けたうえで裁判官になるという道が、法曹人生の1つの選択肢として広まりつつあるようだが、59期修習生が250人も事務所訪問に来たという東京パブリックには、その支援機関としての役割が大いに期待できる。

メッセージ

◆自分は46期で過疎地勤務は今のところ考えていないが、過疎地で1人でやっていこうという弁護士のことは、期が若くても本当に尊敬できる。尊敬できる人の力になれることは、自分にとっても大きな喜びである。

(東京パブリック法律事務所 児玉晃一会員)

◆若手を育てる役割を担う中堅弁護士を公設事務所に派遣していただく「協力事務所」や、過疎地勤務を終えて戻ってきた弁護士の受け入れ先としての「協力事務所」が、ぜひとも必要です。弁護士が複数所属している事務所には、ぜひこうした形で公設事務所の「協力事務所」になっていただきたい。

(東京パブリック法律事務所 丸島俊介所長)
～シンポジウムでの発言より

「弁護士任官の担い手としての都市型公設事務所」

東京パブリック法律事務所初代所長 石田武臣会員に聞く

私は、以前から、全国で20、いえ、15でいいから、弁護士任官を推進するための都市型公設事務所を作って、各事務所がいずれは任官する意欲のある新人弁護士を毎年2名ずつ採用していけば、6～7年後には任官者が層として出てくる、と提唱し続けている。

6月24日に大阪で開催された日弁連の第21回司法シンポジウム「みんなの裁判所」では、第3分科会「弁護士任官と判事補の弁護士経験」への出席者が約210名と、3つの分科会の中で一番多かった。分科会終了後、

いろいろな単位会の弁護士から「弁護士任官推進のためのシステムが具体的にイメージできた」とたいへん頼もしい声を聞いた。

期の若い弁護士や修習生の弁護士任官に対する関心も非常に高い。問題は、6～7年後に層として任官者が出てくるまでの間だが、この点、日弁連のシンポジウム全体会で最高裁総務局長の園尾隆司氏が、最高裁としても弁護士任官については長い目で見ているという趣旨の発言をしたことは心強い。